

消費者庁の審議会機能に関し考えられる選択肢の例

資料4-2

	勧告 (消費者安全法第20条)	建議	個別法の規定による 事項の処理	内閣総理大臣、関係大臣、消費者庁長官からの 諮問に応じた調査審議	留意点
設置法関係条文	第6条2項三号	第6条2項一号	第6条2項四号	第6条2項二号	
A案(現行制度)	消費者委員会本委員会 ─── 部会(注1)				
B案(消費者委員会に 分科会/部会を設置)	消費者委員会 本委員会等	─── 消費者委員会分科会/部会(注2) (事務局:消費者庁が協力)			分科会は法令で 設置(注3,4)
C案(消費者庁に審議 会新設)	消費者委員会 本委員会等	─── 消費者庁に新設の審議会(注5,6)			新設は容易では ない(注7)

注1：現在、食品表示部会（JAS法、食品衛生法に基づき基準関係を調査審議；第6条2項四号）と新開発食品部会（健康増進法の規定に基づく特定保健用食品の表示許可にあたり、内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議；第6条2項二号）が設置されている。

注2：消費者庁からの諮問を審議する分科会/部会を設置（仮称：総合政策分科会（部会））。個別事項を議論するために、下部組織を設けることも考えられる。

注3：分科会：審議事項のまとまりが大きく、独立性が高い場合において法令により直接設置するものとし、法令により数、名称及びその所掌事項を定めるもの。あらかじめ総会の定めにより、分科会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができる（出典：「審議会の整理合理化に関する基本的計画（平11.4閣議決定）」）

注4：部会：審議事項のまとまりが小さくない場合、あるいは独立性が高くない場合に設置するもの。あらかじめ総会の定めにより、部会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができる（出典：注3と同じ）

注5：基本的な政策以外の建議（設置法第6条2項1号ハ～ト）については、消費者庁に新設の審議会が担うことも考えられる。

注6：現在消費者委員会で行われている特定保健用食品の表示の許可についての調査審議のみを担うことも考えられる。

注7：基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする。（出典：注3と同じ）

参照条文

【消費者庁及び消費者委員会設置法】

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報 の適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第二十条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

【消費者安全法】

第二十条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。